

目次

まえがき	1
1. 序	2
1.1 誰がこの文書を読むべきか?	2
1.2 この文書に何があるか?	2
2. 一般的概観.....	3
2.1 法的背景.....	3
2.2 CLP 規則の下での表示及び包装の範囲.....	3
2.3 分類、表示、包装及び CLP ハザードラベルの更新のスケジュール	4
3. CLP に従う表示及び包装の主要件	7
3.1 一般的表示規則	7
3.2 CLP ハザードラベルの要素.....	7
3.3 CLP ハザードラベル上の情報の位置	8
3.4 CLP 表示規則についての最初の経験	8
3.5 物質及び混合物の包装に関する CLP 規則	10
3.5.1 子供には開けられない留め具及び危険の触知できる警告.....	11
3.5.2 1 回だけの使用のための溶解性包装材中の液体消費者洗濯洗剤	14
4. CLP ラベル要素の適用についての規則.....	17
4.1 供給者の連絡先詳細.....	17
4.2 製品識別子	17
4.2.1 物質	17
4.2.2 混合物	18
4.3 ハザード絵表示	20
4.3.1 一般的情報.....	20
4.3.2 形状、色及び寸法	20
4.3.3 優先規則.....	21
4.3.4 空白の絵表示	22
4.4 注意喚起語	23
4.5 ハザードステートメント.....	23
4.6 予防ステートメント	25
4.7 ハザード及び予防ステートメントのコード.....	25
4.8 補足表示情報.....	26
4.8.1 義務的補足表示情報.....	26
4.8.2 非義務的補足表示情報	30
5. CLP ハザード表示の特定の局面に関する手引	32
5.1 CLP ハザードラベルについて考慮すべき追加の局面	32
5.2 ラベル及びラベル要素のサイズ.....	32

5.3	表示及び包装の要件からの免除.....	34
5.3.1	折り曲げられたラベル、ひもで結び付けられたタグ及び外部包装材の使用	35
5.3.2	ある種のラベル要素の省略.....	38
5.4	CLP 及び輸送表示規則の相互関係.....	41
5.4.1	外部包装材、内部包装材及び単一包装材のための特定の規則	41
6.	ラベル例	43
例 1	物質の単一言語ラベル（一般公衆向けではない）	43
例 2	非義務的補足情報を含む物質の多言語ラベル（一般公衆向けではない）	44
例 3	義務的及び非義務的補足情報を共に含む 混合物の単一言語ラベル（一般公衆に供給される）	46
例 4	補足ハザードステートメントを含む 物質の単一言語ラベル（一般公衆向けではない）	48
例 5	義務的及び非義務的補足情報を共に含む 混合物の多言語ラベル（一般公衆に供給される）	49
例 6	混合物の折り曲げられたラベル（一般公衆に供給される）	51
6.1	表示するには小さい、又は困難な包装材	53
例 7	8ml 瓶入り n-ヘキサン（一般公衆向けではない）	53
例 8	100ml 瓶入りの有害な固体物質（一般公衆向けに意図されていない）	55
例 9	単一包装材に対する供給及び輸送ラベル （一般公衆向けに意図されていない）	56
例 10	内部及び外部包装材で陸上輸送される 混合物の表示（一般公衆向けに意図されていない）	59
例 11	単一包装材で陸上輸送される混合物の表示 （一般公衆向けに意図されていない）	60
6.2	特定の場合：2 成分製品の表示	62
7.	CLP ハザードラベルのための予防ステートメントの選択に関する手引	63
7.1	序.....	63
7.2	方法論.....	64
7.3	選択表.....	67
7.3.1	一般的予防ステートメント.....	68
7.3.2	物理的ハザードに対する特定の予防ステートメント.....	69
7.3.3	健康ハザードに対する特定の予防ステートメント	108
7.3.4	環境ハザードに対する特定の予防ステートメント	135
7.3.5	追加ハザード	138
7.4	ラベルに対する予防ステートメント選択の例	139
例 A.	ある物理的及び種々の健康ハザード分類に割り当てられる物質 X	139
例 B.	重篤な物理的及び健康ハザード分類に割り当てられる物質 X 過酸化ナトリウム Na ₂ O ₂ （EC: 215-209-4）	140
例 C.	物理的、健康及びハザード分類に割り当てられる	

ジメチル亜鉛 (EC: 208-884-1)	142
例 D. 一般公衆による使用のための混合物 ABC	144
付録：この手引で使用された選択用語の用語集	146

図の目次

図 1：CLP 及び DSD/DPD に従う分類及び表示についてのスケジュール	5
図 2：CLP 及び DSD の下でのある種の重要なラベル要素の比較	10
図 3：黒く塗りつぶされた空の菱形	23
図 4：読みやすさ	33
図 5：単一の包装材（左）及び複合された包装材（右）に対する、 CLP 表示及び輸送表示の適用についてのフローチャート	42

表の目次

表 1：CLP 表示要件 vs 供給者の裁量	8
表 2：子供には開けられない留め具及び／又は触知できる警告に対する CLP 規定の契機となるハザード分類	14
表 3：物質が他の物質又は混合物中に示された濃度以上で含まれるとき、 子供には開けられない留め具及び／又は触知できる警告に対する CLP 規定の直接の契機となるその物質	14
表 4：CLP の下でのハザード及び予防ステートメントのコード範囲	26
表 5：CLP 第 25 条及び 32 条に従う義務的補足表示情報	28
表 6：CLP の下でのラベル及び絵表示の最小寸法	32
表 7：容量 125 ml 以下の包装に対する表示免除	39